

平成22年度決算の概要

1面から続き

《特別会計》

12ある特別会計の合計では、歳入が700億8286万円に、対し歳出は696億8742万円、差し引き3億9544万円の黒字になりました。

《企業会計》

収益的収支については工業用水道事業で1億3567万円、下水道事業で8億5844万円の黒字になりましたが、水道事

業で5億187万円、中央病院事業で5億8669万円の赤字になりました(いずれも消費税および地方消費税を含む)。なお、水道事業、工業用水道事業および下水道事業の資本的収支の不足額は、損益勘定留保資金などで補填しました。

健全な財政運営で行政需要増に対応

平成22年度は、中学3年生までの待機児童解消、小学校の児童急増対策および学校の耐震化など、市民生活に密着した施策や事業を実施しました。また、

問合せ先

- ◆一般会計・特別会計について 財政課 (0798・35・3414)
- ◆水道事業・工業用水道事業について 水道局財務グループ (0798・32・2211)
- ◆中央病院事業について 中央病院総務グループ (0798・64・1515)
- ◆下水道事業について 経営管理課 (0798・35・3652)

中学校修了前までの子どもについて、子ども手当を支給する制度が国において創設されたため、これに対応して6月から支給を開始しました。なお、健全化判断比率では、西宮市は国の定める基準を超えていませんが、公債費は依然として高い水準にあり、扶助費や公共施設の耐震化などの投資的経費も今後増加する見込みです。また、東日本大震災による国の財政や景気への影響も予測し難い状況です。このため、事務事業の見直しなどを行い、引き続き健全な財政運営に努めます。

平成22年度 歳入・歳出の決算状況

区分	歳入決算額		歳出決算額		歳入・歳出差引額	翌年度に繰越すべき財源	実質収支額
	①	②	③	④	①-②=③	④	③-④
会計							
一般会計	1602億 3388万円	1563億 3522万円	38億 9866万円	3億 1076万円	35億 8790万円		
特別会計 (12会計)	700億 8286万円	696億 8742万円	3億 9544万円		3億 9544万円		
国民健康保険	397億 5262万円	397億 1554万円	3708万円		3708万円		
介護保険	228億 3550万円	227億 749万円	1億 2801万円		1億 2801万円		
後期高齢者医療事業	48億 8485万円	47億 4053万円	1億 4432万円		1億 4432万円		
集合支払費	17億 6609万円	17億 6609万円	0万円		0万円		
食肉センター	3億 762万円	3億 262万円	500万円		500万円		
公共用地買収事業	1億 9456万円	1億 6782万円	2674万円		2674万円		
中小企業勤労者福祉共済事業	1億 2939万円	1億 2463万円	476万円		476万円		
老人保健医療事業	1億 292万円	1億 292万円	0万円		0万円		
母子寡婦福祉資金貸付事業	5552万円	635万円	4917万円		4917万円		
鳴尾外財産区	2544万円	2544万円	0万円		0万円		
農業共済事業	2019万円	1983万円	36万円		36万円		
区画整理清算費	816万円	816万円	0万円		0万円		
合計	2303億 1674万円	2260億 2264万円	42億 9410万円	3億 1076万円	39億 8334万円		
企業会計	水道事業	収益的収支 104億 345万円 資本的収支 29億 3470万円	109億 1532万円 50億 3405万円	-5億 1187万円 -20億 9935万円		※消費税および地方消費税を含みます	
	工業用水道事業	収益的収支 6億 658万円 資本的収支 7816万円	4億 7091万円 1億 8549万円	1億 3567万円 -1億 733万円		※水道事業、工業用水道事業および下水道事業の資本的収支の不足額は、損益勘定留保資金などで補填しました	
	中央病院事業	収益的収支 45億 6979万円 資本的収支 12億 856万円	51億 5648万円 4億 2856万円	-5億 8669万円 7億 8000万円			
	下水道事業	収益的収支 111億 7998万円 資本的収支 83億 4123万円	103億 2154万円 128億 1348万円	8億 5844万円 -44億 7225万円			

平成22年度決算における目的税の用途状況

市は、一定の政策目的を達成するために用途を限定した目的税(入湯税、事業所税、都市計画税)を徴収しています。平成22年度決算における目的税の用途状況については下表のとおりです。問合せは税務管理グループ(0798・35・3200)へ。

◎入湯税

環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設、消防施設などの整備または観光振興に充てられます

目的	充当額(千円)
環境衛生施設	20,650
消防施設等	19,025
観光の振興	2,726
計	42,401

◎事業所税

道路、公園、上下水道等の都市環境整備の費用に充てられます

目的	充当額(千円)
教育文化施設整備事業	678,635
社会福祉施設整備事業	280,429
公債費等	375,919
計	1,334,983

◎都市計画税

都市計画事業または土地区画整理事業に要する費用に充てられます

目的	充当額(千円)
街路事業	128,501
下水道整備事業	2,710,880
公債費	4,436,626
計	7,276,007

用語解説

※1 《実質赤字比率》

一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模(地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもの)に対する比率です。家計で言えば、年間の赤字が年収に占める割合を示したものです。

※2 《連結実質赤字比率》

公営企業会計を含む全会計を対象とした実質赤字額または資金の不足額の標準財政規模に対する比率です。家計で言えば、2世帯家族の年間の赤字の合計が親世帯の年収に占める割合を示したものです。

※3 《実質公債費比率》

一般会計等が負担する公債費の元利償還金およびそれに準ずるものの標準財政規模を基本とした額(標準財政規模から元利償還金等に係る標準財政需要額算入額を控除した額)に対する比率です。家計で言えば、年間の住宅ローンなどの借入金返済額が年収に占める割合を示したものです。

※4 《将来負担比率》

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債(地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含む)の標準財政規模を基本とした額に対する比率です。家計で言えば、住宅ローンなどの借入金残高と貯金の状況をもとに、将来見込まれる負債が年収の何年分に相当するかを示したものです。

※5 《資金不足比率》

各公営企業の資金不足額の事業規模に対する比率です。公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示しています。

平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律(財政健全化法)」が公布されたことにより、19年度決算から財政の健全性に関する指標を公表しています。21年4月から法律が全面施行され、それぞれの指標が国で定める基準を超えた場合に、財政の健全化、財政の再生および公営企業の経営の健全化を図るための計画を策定することが義務付けられました。市は、22年度決算に基づく健全化判断比率などの財政指標を算出しましたのでお知らせします。

財政の健全性に関する指標を公表

西宮市は全て基準内の数値に

《健全化判断比率の状況》

区分	平成22年度	平成21年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	-	-	11.25%	20.0%
連結実質赤字比率	-	-	16.25%	35.0%
実質公債費比率	10.7%	11.8%	25.0%	35.0%
将来負担比率	78.3%	91.8%	350.0%	

※実質赤字比率と連結実質赤字比率は赤字額がないため「-」と表示
※平成21年度の連結実質赤字比率の財政再生基準は40.0%です

《資金不足比率の状況》

区分	平成22年度	平成21年度	経営健全化基準
公営企業会計			
水道事業会計	-	-	20.0%
工業用水道事業会計	-	-	20.0%
中央病院事業会計	-	7.0%	20.0%
下水道事業会計	-	-	20.0%
特別会計			
食肉センター特別会計	-	-	20.0%

※平成21年度の中央病院事業会計以外の会計は資金不足額がないため「-」と表示
※特別会計のうち、地方公営企業法非適用の公営企業に該当する会計はこの指標の対象になります

全ての比率が基準内

西宮市の22年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率は左表のとおりです。なお、西宮市の指標はいずれも国が定める基準を超えていません。中央病院事業会計につい

す。なお、いずれの指標も基準内でしたので、財政健全化等の計画を作成する必要はありません。

市の財政状況を示す

健全化判断比率

健全化判断比率には「実質赤字比率(※1)」、「連結実質赤字比率(※2)」、「実質公債費比率(※3)」、「将来負担比率(※4)」の4つの比率があります。「連結実質赤字比率」や「将来負担比率」では公営企業会計や損失

補償をしている第三セクターなども対象になっていますので、市全体の財政状況を客観的に表す指標になっています。なお、指標ごとには、いわゆるイエローカードにあたる早期健全化基準と、レッドカードにあたる財政再生基準が設けられています。いずれかの指標が早期健全化基準以上になると財政健全化計画を作成したうえで、議会の承認を得なければなりません。また、いずれかの指標が財政再生基準以上になると財政再生計画を作成し、総務大臣の同意を得なければならず、計画に沿った予算編成が求められます。

公営企業の経営状況を示す

資金不足比率

公営企業については、企業ごとに算出する「資金不足比率(※5)」があります。また、一部の特別会計もこの指標の対象になります。この比率には経営健全化基準が定められており、基準以上になると経営健全化計画を策定したうえで、議会の承認を得なければならず、計画に基づいて経営の健全化が進められることとなります。